五島市監査委員公表第２６号

令和３年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により公表する。

令和４年１０月５日

五島市監査委員　橋　本　平　馬
五島市監査委員　荒　尾　正　登

４五教総第１６２０号
令和４年９月２８日

五島市監査委員　橋　本　平　馬　様
五島市監査委員　荒　尾　正　登　様

五島市教育長　村上　富憲

令和３年度定期監査の結果に係る措置について

令和４年２月２５日付け３五監第７６８号の令和３年度定期監査の結果における指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき通知いたします。

記

第７　監査の結果
１　収入に関する事務の執行（諸収入の雑入に限る。）
⑵　意見
ア　私用コピー料の徴収に関する取扱いについて
私用コピーについては、民間事業者がコピーのサービスを行っていない支所地区（富江支所及び奈留支所を除く。）において、市民が当該支所に設置しているコピー機を私的に利用したい場合は、コピー料を徴収してコピーを行っている。この取扱いは、五島市役所支所コピー機の利用に係るコピー料の徴収に関する内規（平成２１年３月２３日付け２０五総第２７４７号総務課長専決。同年４月１日施行。以下「総務課内規」という。）に基づき行われている。
また、出張所、五島市中央公園、福江文化会館、五島観光歴史資料館及び五島市立図書館においても、市民が当該施設のコピー機を私的に利用したい場合は、コピー料を徴収してコピーを行っている。これらの施設においても、平成２２年から平成２３年にかけて、概ね総務課内規に準じたコピー料の徴収に関する内規が定められている。
しかしながら、総務課内規等の定めから１０年以上を経過した現在においては、支所地区（一部の支所を除く。）にも、コンビニエンスストアがあり、市民がコピーを利用することができる状況にある。そのため、市の施設におけるコピー機の

私的な利用に関しては、コピー料の徴収に関する内規を制定した当時と状況が変わってきているから、これらの内規の運用を検討するとともに、コピー料金についても、民間の類似のサービスを考慮したうえでコピー料を検討し、適正な料金を設定されたい。

【講じた措置】

［文化会館、図書館］

福江文化会館及び五島市立図書館におけるコピー機の利用については、市内公共施設における利用条件や民間事業者のサービス提供状況を踏まえて、各施設の内規を一部改正し、令和４年１０月１日から施行することとしております。

［福江文化会館］

■モノクロ（Ａ３以下）のコピー料金：１枚につき２０円

（改正前：１枚につき２０円）

※利用対象は会館利用時に必要とする資料であり、基本的に民間の複写サービスが利用できる状況にあるため、民間の複写サービス料金（１枚につき１０円）を下回らない額を設定した。（支所・出張所、五島市中央公園と同額）

■カラー（Ａ３以下）のコピー料金：廃止（改正前：１枚１５０円）

※現在の複写機にカラーコピー機能がないため

［五島市立図書館］

■モノクロ（Ａ３以下）のコピー料金：１枚につき１０円

（改正前：１枚につき１０円）

■カラー（Ａ３以下）のコピー料金：１枚につき８０円

（改正前：１枚につき１００円）

※利用対象は図書館が所蔵する資料のみで、営利を目的としない個人の調査研究のためなどに限定されている。また、貴重な資料など館外持ち出しを認めていない資料があり、すべての資料について民間の複写サービスを利用できる状況にない。社会教育・生涯学習の観点から、図書館での複写サービスを利用しやすい環境とするため、民間の複写サービス料金と同等額を設定した。（五島観光歴史資料館と同額）